

これからの集落の農業を考えてみましょう！

▶▶▶最近、農業者の方から次のような相談があります。

1 地域の専業農家は全て定年退職後の60歳を超えている人で、全員機械を持っていて、故障するとまた機械を買って農業を続けています。
このままでよいのかと考えています。(茂木町、60代)

2 私(40代)以外の専業農家は全員65歳を超えていて、私を頼りに水稲作の農地が集まるが、もう限界に来ています。
この先のことを考えると、いずれは誰も耕作する人がいなくなってしまう、地域は耕作放棄地になってしまうのではないかと心配しています。(市貝町、40代)

3 機械利用組合で集落の水稲を耕作しているが、年々耕作面積が増えています。
今後のことを考えると集落営農を考えた方がよいのではないかと思い、検討を始めました。(芳賀町、50代)

4 私(いちご農家)を含めて、周りではいちご栽培が盛んで、後継者もいるが、水稲作もあり、毎年田植えや稲刈りの作業が競合して忙しく、いちごの規模拡大に踏ん切りがつかえません。(真岡市、50代)



〔いちご〕

5 地域では、水稲作の専業農家がないので、集落外から大規模農家が出作に来て、耕作しています。地域の農地は地域で守りたいと思っています。
(真岡市、50代)



〔にんじん〕

6 集落営農を組織化したけど、今後は農閑期に園芸作物を導入し、人も雇用したいので、法人化を検討しています。
(益子町、60代)

▶▶▶このような問題に一人や地域の人だけで悩んでいる時は、**関係機関**(JA、市町、農業振興事務所)に気軽に相談しましょう。



〔水稲収穫〕



〔麦収穫〕

「集落営農」について教えてください。

- 集落営農とは、「集落」を単位（注1）として、農業生産過程における一部又は全部 についての共同化・統一化に関する合意（注2）の下に実施される営農のことです。

注1：集落営農を構成する農家の範囲が一つの農業集落を基本的な単位としていること。集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半以上の農家に参加している場合のこと。

注2：集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行うこと。

「集落営農組織」について教えてください。

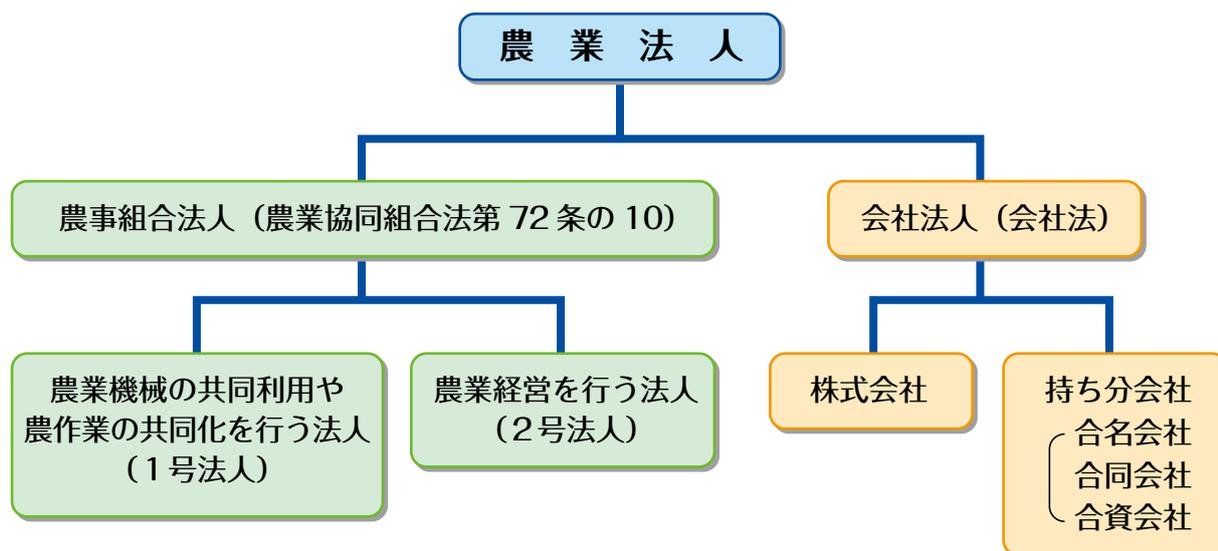
- 「集落」を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。
集落営農組織には、集落の全戸参加（集落ぐるみ型）か一部参加（オペレーター型）があり、任意組合と農業法人があります。

「農業法人」について教えてください。

- 農業法人とは、事業として農業を行っている法人のことを通称「農業法人」と呼んでいます。

「集落営農組織の農業法人」について教えてください。

- 農地を所有する場合は、農地法に定められた要件を満たす必要があります。
この農地を所有できる要件を満たした法人を「農地所有適格法人」と呼びます。
- 農地を借りる場合は、「農地所有適格法人」でない一般法人であっても、一定の要件を満たせば借りることができます。
- 農業法人の形態は、構成員が1人1票の権利を持つことや、法人税が株式会社より低いことなどから、「農事組合法人」を選択するケースが多いです。
しかし、仕入れ販売や原料を仕入れて加工販売するような場合や構成員に農家以外の者を加える場合は、「株式会社」や「合同会社」といった法人形態を選択しています。
農業生産だけを行うなら「農事組合法人」、仕入れ販売や加工販売を行う計画があったり、農家以外の構成員がいると言った場合は、「株式会社」や「合同会社」を設立します。
なお、「農事組合法人」は、株式会社に組織変更が可能なことや、農事組合法人とは別に仕入れ販売や加工販売を行う場合は、「株式会社」又は「合同会社」を設立することも可能ですので、始めは「農事組合法人」で設立することが多いようです。



「農地所有適格法人」について教えてください。

●農地所有適格法人は、農業経営を行うため、農地法の許可を得て農地を買ったり借りたりすることのできる法人です。

▶ 次の4つの要件を満たしている必要があります。

要件	内容
法人の組織形態要件	株式会社（非公開会社に限る）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）又は農事組合法人のいずれか。
事業要件	主たる事業（直近3カ年の売上高の過半）が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること。 関連事業は、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの。 ※農事組合法人は、農業及び農業関連事業に附帯する事業（附帯事業）に限定。 注1）法人が生産していない農畜産物を他の農家等から集め、加工・販売・運搬・貯蔵することは農業関連事業に該当しません 注2）農業生産を行わず農業関連事業のみ行う法人は、当該事業が売上高の過半であっても事業要件には該当しません。
構成員要件	農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ※農業関係者は、常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に貸し付けている個人等の議決権が、総議決権の1/2以上であること。 なお、農業関係者以外の構成員が、保有できる議決権は、総議決権の1/2未満であること。
役員要件	役員の過半が農業（加工・販売等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）であること。 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

農事組合法人と株式会社について教えてください。

- 集落の農業・農地を永続的に守るためには、後継者が必要です。

やる気のある若い後継者を育て、集落の農業振興を図るためには、こういった法人形態がいいのか、といった視点でも検討しましょう。

話し合いで、農事組合法人の形態を選択したいが、もしも構成員に非農家がいる場合は、合同会社を選択する方法が考えられます

項目	農事組合法人	株式会社〔合同会社〕
根拠法	農業協同組合法	会社法
事業	①農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業（1号事業） ②農業経営 ③附帯事業	事業全般
構成員	資格：原則、農業者 数：3人以上（上限なし）	資格：制限なし ※農地所有適格法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。 数：1人以上（上限なし）
出資者の責任の範囲	組員：有限責任（出資金額内）	有限責任（出資金額内）
意思決定	1人1票制による総会の議決 ※従来の集落営農組織と同様に運営できる。 構成員が平等に議決権を持つため、意思決定に時間がかかる。	1株1票制による株主総会の議決 ※多くの出資をする者（経営に責任を持つ者）が議決権を多く持つので、その経営者の意思で法人の運営ができる。 〔1人1議決権による全員一致（ただし、定款で変更可）〕 〔※1人が法人の運営に拒否権を有する〕
役員	理事：1人以上（必置）（組員に限る） 監事：（任意）（組員以外も就任可能） ※役員任期は3年以内で定款に定める。	取締役：1人以上（必置）（株主外も可） 任期は2年 ※定款または株主総会の決議で短縮が可能。 「非公開会社」は、定款により10年以内で定めることができる。 監査役：任置（株主外も可） 任期は4年 ※任期を短縮することはできない。 「非公開会社」は、定款により10年以内で定めることができる。 〔役員：業務執行社員：1人以上〕 〔任期の定めなし〕
雇用労働力	組員（同一世帯の家族を含む）外の常時従業者が常時従事員総数の2/3以下であること。	制限なし
資本金	制限なし	制限なし
決算公告	義務なし	義務あり 〔原則、義務なし〕 〔※資本金の減額や吸収合併など特定の事象が生じた場合は、広告の義務が生じる〕
設立費用	約1万円 ※安価である。 公証人の承認手続きが不要。 登録免許税非課税 印鑑：実費	約24万円〔約10万円〕 ※公証人の承認手続きが必要 認証手数料：5万円〔0円〕 収入印紙税：4万円 登録免許税：資本金の7/1000か15万円の多い方〔資本金の7/1000か6万円の多い方〕 印鑑：実費
申告	司法書士等代行手数料：約30～50万円 「配当」という形で労働報酬を受け取ることが可能である。 配当を受け取った個人は、「農業所得」として申告するので、従来の所得区分と変わらない。	司法書士等代行手数料：約30～50万円 労働報酬を「給与」として受け取る。

集落営農組織を法人化した場合と任意組織との違いは何でしょうか？

ポイント：集落の実態に応じて、任意組織がいいか法人化した方がいいかを検討してください。
法人化する場合は、「何を目的に法人化するか？」を考えましょう。
最低半年から1年間の時間をかけて検討しましょう。

項目	法人化した場合	任意組織
農地の取得等	<p>○法人名で農地の権利取得（所有権、賃借権）ができる。</p> <p>○法人が認定農業者になることで経営所得安定対策の交付金が受給できる。</p> <p>○農地中間管理機構から農地を借り受けることが可能となる。（注2） これにより、法人組織が借り受ける農地が地域集積協力金の対象となるほか、出し手が経営転換協力金の交付対象となる場合がある。</p> <p>機構集積協力金</p> <p>①地域集積協力金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積・集約化タイプ：1～2. 2万円/10a（中山間地域（注3）は1～2. 8万円/10a） ・集約化タイプ：0. 5～1万円/10a <p>②経営転換協力金（5年間で段階的に縮減・廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31～H33：1.5万円/10a（上限50万円/戸） ・H34～H35：1万円/10a（上限25万円/戸） <p>なお、要件で交付対象とならない場合がある。</p>	<p>○構成員個人名義で農地の権利取得（所有権、賃借権等）をする。</p> <p>○構成員個人ごとに経営所得安定対策の交付金を受給する</p> <p>（注1）組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理を実施すれば受給可能</p> <p>○農地中間管理機構から農地を借り受けることはできないが、集落と市町の協議結果を踏まえて、市町が任意組織に対して、地域集積協力金を交付することは可能である。</p>
組織の維持と雇用、労働条件等	<p>○役員や職員に外部の人を登用することができ、組織として継続できる。</p> <p>○法人化すれば社会保険・労働保険などの社会保障制度を整える必要があるため、給与条件を整備して青年就農希望者を雇用しやすくなる。</p> <p>○定年退職者等新たに入ってくる人にとって、個人的に将来の負担がないことで安心して組織に入ることができる。</p>	<p>○役員は構成員から選出するため、高齢化した時、役員がいなくなる恐れがあるので、集落から構成員の参加を募る必要がある。</p> <p>○5人未満の雇用の場合は、労働保険などの社会保障制度がないため、青年就農希望者を雇用しにくい。</p> <p>○定年退職者等新たに入ってくる人にとって、個人的に将来負担があることが想定される場合は、安心して組織に入ることができない。</p>
農業機械等の更新	<p>○青色申告をする農地所有適格法人の認定農業者は、経営所得安定対策の交付金を農業経営基盤強化準備金（注4）（以下、準備金）として積み立て、取り崩した準備金と当年度の交付金を税制の特例措置の対象となる固定資産の購入に充てた場合は、この準備金と交付金を固定資産圧縮額として経費に計上できる。</p> <p>○法人から支出するため、各組員から徴収する必要がない。</p>	<p>○任意組織は、内部留保できないので、構成員の青色申告をする認定農業者又は認定新規就農者が、個別に準備金を利用する。</p> <p>また、みなし法人（人格なき社団（注5））として法人税等を納税する場合は内部留保は可能である。</p> <p>○機械の更新時に各組員から徴収する必要がある。</p>
税務上の取扱い	<p>○法人が法人税等を申告する</p>	<p>○個人が所得税等を申告する。 人格なき社団の場合は、団体として法人税等を申告する。</p>

注1 平成30年度「経営所得安定対策の交付要件」で記載しています。

注2 平成31年2月現在の内容で、今後変更される可能性があります。

注3 中山間農業ルネッサンス事業の実施地域を対象としています。

注4 経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画や青年等就農計画に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

注5 法人格は有しないが、税務上は法人同等に扱われます。

集落の農業を考えてどう組織を育成していけばよいか教えてください。

【集落営農を始める】 ◆◆次のステップを踏んでいきましょう。◆◆

- ステップ 1** 関係機関（JA、市町、農業振興事務所）に相談
- 考えていることや悩んでいることを全て話しましょう。

- ステップ 2** 関係機関との打合せ、話し合い
- 今後どうしていきたいか（目標）を確認しましょう。
 - 集落営農について大まかに学びましょう。

- ステップ 3** 集落営農勉強会の開催
- まず発起人で勉強会を行いましょう。
 - それから集落全体が集まり、集落営農を理解しまししょう。
※「JAグループ栃木担い手サポートセンター」を活用しまししょう。
 - 集落全戸にアンケートを調査を行うとよいでしょう。



〔勉強会の開催〕

- ステップ 4** リーダーの育成による集落の合意形成
- リーダーになる人（集落のまとめ役）を決めまししょう。
 - アンケート調査結果をまとめてみんなで集落農業の姿を検討しまししょう。

- ステップ 5** 先進事例調査の実施
- 先進的な事例について学びまししょう。
 - 分からないところは積極的に質問して疑問を解決しまししょう。



〔先進事例研修：座学〕



〔先進事例研修：ねぎの収穫調整〕

- ステップ 6** 集落営農の会計試算及び集落営農ビジョンの検討
- 会計を試算し集落営農の内容を理解しまししょう。
 - 5年後、10年後の集落の農業を誰がどう担っていくのかビジョンを作成しまししょう。
※場合によっては、栃木県経営相談所から専門家（税理士等）の派遣を要請して個別相談を受けまししょう。



〔組織化検討会〕

- ステップ 7** 集落営農組織規約、事業計画、収支予算、役員、役員報酬等の決定
- 総会の資料を検討しまししょう。
 - 集落営農組織の印鑑を作らまししょう。



〔組織化設立総会〕

- ステップ 8** 集落営農組合の設立
- 設立総会を開催しまししょう。
 - 金融機関で通帳を作らまししょう。
 - 毎年度の定期総会では、単年度の事業計画を検討するとともに、集落営農組織の将来の姿や法人化についても話し合う時間を持つようにしまししょう。

【集落営農を法人化する】

ステップ 9

法人の検討

- 農業法人設立について学びましょう。
- 法人化の目的や将来の姿、経営理念などを話し合いましょう。
※専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士等）の派遣を要請して個別指導を受けましょう。

ステップ 10

法人形態の選択と名称決定

- 法人の形態を決めましょう。
※専門家の派遣を受けて、法人設立までに必要な書類作成等について確認しましょう。

ステップ 11

法人化事業計画（農業経営改善計画）、定款等の検討

- 設立後5年間の事業計画を作成し、収支計画について検討しましょう。
- 農事組合法人の場合は、定款について県（経済流通課、農業振興事務所）で事前に確認を受けましょう。
※専門家の派遣を受けて、法人設立前後の手続きについて学びましょう。
- 法人の印鑑を作りましょう。

ステップ 12

定款の認証

- 公証人役場において、定款の認証を受けましょう。
※農事組合法人及び合同会社は認証の手続きは必要ありません。



〔法人化設立総会〕

ステップ 13

設立総会の開催

- 事業計画及び定款を設定、役員を選任、役員の報酬を決定しましょう。

ステップ 14

出資金の払い込み手続き

- 出資払込指定金融機関に「出資払込事務取扱委託書」を提出しましょう。
- 法人の口座に組合員が出資金を振り込みましょう。
- 払い込みが完了したら金融機関から「出資払込金保管証明書」を発行してもらいましょう。
※農事組合法人の場合、組合員は「出資引き受け書」に基づき、組合に払い込みを行いましょう。

ステップ 15

出資金払い込みの確認

- 役員（取締役及び監査役）は、「出資払込金保管証明書」に基づき調査書を作成しましょう。
※農事組合法人は、組合員の出資金の払い込みにより代表理事及び監事は「出資金領収証」を作成しましょう。

ステップ 16

法人設立登記（法務局に法人登記申請）

- 代表取締役（代表理事）は所定の様式により「設立登記申請書」を作成しましょう。
※一般的には、司法書士が代表取締役（代表理事）からの依頼を受けて登記申請しています。

ステップ 17

登記簿謄本と印鑑証明の交付申請

- 登記後2週間を目安に登記が完了しますので、直ちに「登記簿謄本」と「印鑑証明」の交付申請（5～6通）を行いましょ。
- 金融機関で法人の通帳を作り、出入金を管理しましょ。

ステップ 18

行政庁への届出

- 農事組合法人は、法人設立（設立登記）後2週間以内に県知事（所管農業振興事務所）に「農事組合法人設立届出書」を提出しましょ。

ステップ 19

税務関係機関への届出

① 税務署への届出

- ・ 設立後2ヶ月以内に「法人設立届出書」を提出しましょ。
- ・ 設立後3ヶ月以内に「青色申告承認申請書（法人税用）」を提出しましょ。
- ・ 最初の確定申告書の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の届出書」及び「棚卸資産の評価方法の届出書」を提出しましょ。
- ・ 事務所開設から1ヶ月以内に「給与支払い事務所等の開設届出書」を提出しましょ。
- ・ 速やかに「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しましょ。

② 県税事務所、市町村への届出

- ・ 設立後2ヶ月以内に「法人設立届出書（税務署交付の用紙を活用）」を提出しましょ。

ステップ 20

労働・社会保険の届出

- 法人化に伴い雇用を行う場合は、労働保険（労災保険、雇用保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金）は原則強制加入となっていますので、手続きをしましょ。
 - ▶ 労災保険は「労働基準監督署」・雇用保険は「公共職業安定所（ハローワーク）」・健康保険、厚生年金は「社会保険事務所」です。

ステップ 21

各種届出

- 農事組合法人は、定款の変更等があった場合は、変更後（登記が必要な場合は変更登記後）2週間以内に「変更届出書」を県知事（所管農業振興事務所）に提出しましょ。

ステップ 22

各種報告

- 農地所有適格法人は、毎事業年度終了後「農地所有適格法人報告書」を農業委員会に提出しましょ。
- 農事組合法人は、毎年度活動状況について県農政部長（所管農業振興事務所）に報告しましょ。



〔活動検討会〕

▶▶▶ 組織化、法人化後もお気軽にJA、各市町、農業振興事務所に相談ください。

- | | | |
|--------|---------------------|----------------|
| ● 問合せ先 | JAはが野営農部（営農企画） | ☎ 0285-83-7623 |
| | 真岡市産業部農政課（農政係） | ☎ 0285-83-8137 |
| | 益子町産業建設部農政課（農業振興係） | ☎ 0285-72-8835 |
| | 茂木町農林課（農政係） | ☎ 0285-63-5634 |
| | 市貝町農林課（農業振興係） | ☎ 0285-68-1116 |
| | 芳賀町建設産業部農政課（農業振興係） | ☎ 028-677-1110 |
| | 栃木県芳賀農業振興事務所（経営普及部） | ☎ 0285-82-3074 |

- 発行 栃木県芳賀農業振興事務所経営普及部〔経営指導担当〕

住 所：栃木県真岡市荒町116-1

TEL：0285-82-3074 FAX：0285-83-6245